

第201400163887号
平成27年2月2日

各 部 (局) 長
各 総 合 事 務 所 長
日 野 振 興 セ ン タ ー 所 長
鳥 取 県 教 育 委 員 会 教 育 長
鳥 取 県 警 察 本 部 長
鳥 取 県 病 院 局 長
鳥 取 県 企 業 局 長
各 県 土 整 備 事 務 所 長
部 内 各 課 長 (県 土 総 務 課 長 を 除 く 。)
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
境 港 管 理 組 合 事 務 局 長

様

鳥取県県土整備部長
(公印省略)

建設業法に基づく技術検定合格者の確認について (通知)

このことについて、国土交通省大臣官房技術調査課長から別添のとおり通知がありました。

ついては、本県においても下記2に掲げる入札事務における下記1の資格確認は、合格証明書発行までの暫定的措置として、指定試験機関が発行する合格通知書(交付日から6ヶ月以内のものに限る)の確認で足りる取扱いとしますので、御承知ください。

(担当: 入札制度担当 山本 電話: 0857-26-7454)

記

- 1 対象となる資格(建設業法第27条第1項に規定するもの)
土木施工管理技士、建設機械施工技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、
管工事施工管理技士、造園施工管理技士
- 2 対象となる入札事務
 - (1) 調達公告に定める技術者要件の配置技術者の資格の確認
 - (2) 総合評価落札方式における配置技術者資格の確認
 - (3) 格付要件(鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則別表第3に定めるもの)となる資格者の保有状況の確認

なお、入札参加資格審査申請に係る技術職員の資格の届出(取得・変更)については、従前どおり合格証明書発行後に受け付け、工事進行管理システムの技術者情報に登録することとしますので、御留意ください。



国官技第208の2号
平成27年 1月 8日

鳥取県 県土整備部長 殿

国土交通省 大臣官房技術調査課長



建設業法に基づく技術検定合格者の確認について

これまで、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者の確認については、同条第3項に規定する国土交通大臣が交付する合格証明書をもって確認してきたところです。

今般、試験制度運用の適正化を図る観点から、平成27年度試験より技術検定の受検に必要な実務経験年数の計算基準日の変更されることを踏まえ、技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、技術検定に合格した者の確認については、指定試験機関が通知する合格通知書の確認で足りるものとし、別紙のとおり各地方整備局等に周知したところです。

つきましては、貴殿においても、発注関係事務の執行にあたって、同様に取り扱っていただくようご協力願います。また、貴管下地方支分局や市区町村の発注部局へも周知いただくようお願いいたします。

なお、合格通知書は、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間（例えば、合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則としていますので留意願います。

別紙

国官技第208号

国営計第84号

平成27年 1月 8日

北海道開発局	事業振興部長	殿
北海道開発局	営繕部長	殿
各地方整備局	企画部長	殿
各地方整備局	営繕部長	殿

大臣官房

技術調査課長

官庁営繕部計画課長

(公印省略)

建設業法に基づく技術検定合格者の確認について

これまで、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者の確認については、同条第3項に規定する国土交通大臣が交付する合格証明書をもって確認してきたところです。

今般、試験制度運用の適正化を図る観点から、平成27年度試験より技術検定の受検に必要な実務経験年数の計算基準日を変更されることを踏まえ、技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、技術検定に合格した者の確認については、指定試験機関が通知する合格通知書の確認で足りるものとするので、発注関係事務の執行にあたっては、遺漏なきよう対応願います。

なお、合格通知書は、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間（例えば、合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則としていますので留意願います。